

出席停止手続きについて

インフルエンザ等、学校で予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）に記載の感染症を罹ったときは、学校保健安全法第19条により出席停止としますので、下記のとおり連絡、報告をしてください。

【手続きの流れ】

- 1 速やかに、担任へ電話連絡してください。

その際、「診断名」「休むように言われた期間」「受診病院名」を伝えてください。



- 2 医師から登校許可が出るまで、自宅にて休養してください。



- 3 病院から受け取る「医療費明細書」もしくは「領収書」、「調剤明細書」を保管してください。



- 4 治癒後、登校初日に保健室へ行き、

- ① 「**受診報告書**」に必要事項を保護者が記載し、生徒が保健室に提出する。

「**受診報告書**」を提出する際に「医療費明細書」もしくは「領収書」、「調剤明細書」のコピーを添付する。

（「受診報告書」は保健室で受け取るか、清明高校 HP からプリントアウトする。）

- ② 「**受診報告書**」を提出後、「欠課届」を受け取り、必要な手続きを行う。

*** 本校では医療機関の証明は必要ありません。**

* 学校で予防すべき感染症に指定されている疾患は多数ありますが、主な罹患しやすい疾患は下記のとおりです。

感染症の種類	出席停止の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
結核	学校医その他医師において伝染の恐れがないと認められるまで